

白井市障害者計画の策定に係る方針

令和 6 年 8 月 16 日決定

1 策定の趣旨

市では、平成 28 年度に「白井市障害者計画 2016-2025」を策定し、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和 7 年度に当該計画が終了となることから、次期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される市町村障害者計画であり、市の障がい者施策の基本的な事項を定めた計画として位置づけられるものです。

また、市の第 6 次総合計画及び第 3 次地域福祉計画を上位計画とし、障がい者施策の観点からその具体化を図る個別計画として、市の障がい者施策推進のための指針となるものです。

3 策定期間

令和 6 年度～令和 7 年度（2 年間）

4 計画期間

次期計画では、中長期的な視点で方向性を示し、市障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的に計画を進めるため、令和 8 年度～令和 14 年度の 7 年間とします。ただし、制度改正の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
白井市 障害者計画	現行 計画	白井市障害者計画 2026～2032							次期 計画
白井市 障害福祉計画	第 7 期	第 8 期				第 9 期			第 10 期
白井市 障害児福祉計画	第 3 期	第 4 期				第 5 期			第 6 期

5 計画の構成

計画の構成及び各章の考え方は、次表のとおりとします。

ただし、本案は、障害者計画等策定委員会における審議結果や、同時期に策定される第6次総合計画及び第3次地域福祉計画の内容等により、必要に応じた変更を行うこととします。

表

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
第1章 序論（計画策定に当たって） 1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格と位置付け 3 計画の期間 4 計画策定の体制	・節構成は、現行計画を踏襲し、最新の内容に更新する。 ・3は、「4 計画期間」のとおり、市障害福祉計画・障害児計画と一体的に進めることとする。
第2章 障がいのある人の現状等 1 障がいのある人等の状況 2 アンケート調査結果の要点	・節構成は、現行計画を踏襲する。 ・1は、最新の状況に更新する。 ・2は、今回実施するアンケート調査の結果要点とする。
第3章 計画の基本的な考え方 1 計画の目標像 2 計画の基本目標 3 計画の展開（施策の体系） 4 重点取り組み 5 成果指標	・節構成は、現行計画を踏襲する。 ・1～3は、障害者基本法及び市第6次総合計画の基本理念に基づき中長期的な視点で策定する。 ・4は、第4章の内容に合わせ、基本目標の達成のため特に必要性が高い施策・事業を再設定する。 ・5は、成果指標を新たに加え目標像の達成度合いを測る。
第4章 具体的な取り組みの内容 1 地域での自立生活への支援の推進 2 社会参加の支援・促進 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	・節構成は、現行計画を踏襲する。 ・施策の方向は、見直しを行い、現状と課題の整理を行った上で、障害者計画等策定委員会における審議により、施策・事業を決定する。 （見直しの視点） ・第6次総合計画及び第3次地域福祉計画の内容 ・これまでの達成状況 ・基礎調査（アンケート、ヒアリング）等の結果 ・法改正及び国県ほか社会動向
第5章 計画の推進と進行管理 1 推進・進行管理	・節構成は、現行計画を踏襲する。 ・推進・進行管理は、策定後の運用において特段の問題点等が生じていないため現行どおりとする。
第6章 付属資料	・用語説明の更新

6 策定方法とスケジュール

(1) 策定方法

○策定に当たっては、国の第5次障害者基本計画及び第8次千葉県障害者計画と整合を図り、現計画の策定以後に改正された以下の関連施策の内容を踏まえて策定します。

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- ・児童福祉法の一部を改正する法律
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正するための法律

○本計画は、学識経験を有する者、民生委員・児童委員、公共的団体の代表者、障がい者団体の代表者及び公募による市民で構成される「白井市障害者計画等策定委員会」（定員15名以内。以下「策定委員会」という。）での意見交換、調査、審議を踏まえて策定します。

また、策定に当たっては、「白井市地域自立支援協議会」や庁内関係各課の担当者による会議の意見を、策定委員会における検討に反映します。

○各計画に反映すべき課題や多様化した市民ニーズを把握するため、市民アンケート調査や障がい者関係団体等へのアンケート及びヒアリングを実施します。関係団体へのアンケートやヒアリングでは、より多くの団体から意見がいただけるよう、実施方法を見直して行います。また、Web 回答を可とし、より多くの方が回答しやすい環境を整えます。

○市民アンケート調査は、2,500 人程度の方を対象として実施します。調査の対象者は、現行計画で対象とした障害者手帳を所持している方、障害福祉サービス支給決定を受けている方及び手帳やサービス支給決定を受けていない方に加え、新たに若年層（中学生）を対象とし、広く市民の方を対象として障がい支援に関する意識、意見を伺う予定です。

○市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、得られた意見を計画案に反映します。

(2) 計画策定のスケジュール

	令和 6 年度									令和 7 年度											
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
進捗状況等の現状分析																					
ニーズ調査等の実施																					
検討課題の整理																					
計画素案の策定																					
パブリック・コメントの実施																					
計画案の決定・配布																					
策定委員会			○				○			○		○		○		○			○		